

## 身体障害者手帳・療育手帳取得後の主なサービスについて

[各種サービスを受けるには申請が必要となります。]

1. **福祉医療費給付金**—概ね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1、A2、B1の方。  
(福祉医療費受給者資格取得申請書)【医療保険課】・・・ P4
2. **補装具費** (交付・修理) —事前に申請書、医師の意見書、見積書等が必要です。  
(車いす、下肢装具、補聴器等) 1割負担、負担が重くなり過ぎないように月の負担上限額があります。・・・ P8
3. **日常生活用具の給付**—障がい等級等に応じて規定あり。  
(特殊寝台、入浴補助具、ストマ等) 事前に申請書、見積書等が必要です。  
1割負担。但し、市民税非課税世帯の方は負担なし。  
・・・ P10
4. **NHK受信料の減免**—視覚・聴覚障がい、肢体不自由2級以上の方で世帯主(契約者)である方が半額免除の対象となります。  
身体障がい者がいる世帯で低所得の世帯は全額免除。  
重度の知的障がい者がいる市民税非課税世帯は全額免除。・・・ P17
5. **税金の軽減**—・所得税(確定申告、年末調整)【税務署又は勤務先の給与担当】  
・市県民税【市税務課】、  
・自動車税【普通自動車【地方事務所税務課】、軽自動車【市税務課】】  
等が障がい程度に応じて減免となります。・・・ P20  
※各担当部署へお問い合わせ下さい。
6. **有料道路通行料の割引(50%)**—手帳と登録希望の個人所有の自動車車検証を持参ください。  
(手帳が2種の方は本人運転が条件となります。)・・・ P15
7. **鉄道、バス、タクシー、航空運賃の割引**—各事業会社により割引制度が異なりますので、各社にお問合せください。・・・ P15
8. **福祉タクシーの利用**—・身体障害者手帳1、2級及び下肢・体幹の手帳所持者  
・療育手帳A1、A2、B1所持者  
・特定疾病療養受給者、特定医療費(指定難病)受給者等・・・ P12
9. **特別障害者手当等の受給**・・・ P23

|                      |                                                               |
|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| ・特別障害者手当<br>・障害児福祉手当 | 在宅の方で身体障害者手帳1、2級程度の重度の重複障がい又は同程度以上の方、最重度の知的障がい者等が対象となります。     |
| ・特別児童扶養手当            | 20歳未満の精神や身体に障がいのある児童を監護する父母等が対象となります。<br>(障がい程度による認定)         |
| ・障害児童福祉年金            | 20歳未満の身体障害者手帳1～4級、療育手帳所持者、特別児童扶養手当支給対象者の該当児童を保護している方が対象となります。 |
10. **障害福祉サービスの利用(障害者総合支援法)**—ホームヘルプ・施設入所・ショートステイ等  
事前に障害支援区分認定を受けていただきます。  
利用者負担額は、原則1割負担です。(所得に応じた軽減あり)
11. **日中一時支援(タイムケア)事業(一時預かり)の利用**—事前に利用登録が必要になります。
12. **訪問入浴サービス車の利用**—1割負担。但し、市民税非課税世帯の方は負担なし。
13. **手話通訳者・要約筆記者の派遣**—岡谷市社会福祉協議会にて利用ができます。

#### 1 4. 自動車改造費助成事業

身体障がい者自らが運転する自動車の改造のための経費を補助します。所得制限限度額を超えないこと等の要件があります。改造前に申請が必要です。

#### 1 5. 運転免許取得費助成事業

社会参加や就労など、身体障がい者自らが運転免許を取得するための経費を補助します。教習前に申請が必要です。

#### 1 6. 住宅改造費助成事業

身体障害者手帳 1～3 級（4～6 級の独居の方）で、前年の所得税額が 8 万円以下の世帯に属することが要件になります。原則、1 割の自己負担があります。改修前に申請が必要です。  
※住宅改修については、固定資産税の減額が受けられることがあります。詳しくは、市税務課にお問い合わせください。

#### 1 7. 家庭介護者慰労金の支給

最重度の障がいのある方を同居で介護している方に慰労金を支給します。

#### 1 8. 諏訪湖ハイツ大浴場の無料入浴券

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に発行します。

#### 1 9. 長野県民交通災害共済掛金の無料

毎年 4 月 1 日現在で、小学生以上の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの方が対象。新たに該当の手帳を取得された方や該当の手帳をお持ちで転入手続きをされた方、毎年 4 月に小学生となる方につきましては、個別に通知します。  
（毎年 3 月 31 日時点で加入申込みをします。）

#### 2 0. その他のサービス

N T T の電話に関するサービス、携帯電話の割引サービス、郵便に関するサービス、駐車禁止規制の適用除外などのあらゆるサービスが想定されますが、内容や手続き等詳細は各関係会社、機関にお問い合わせください。

#### 2 1. 相談ができる機関

身体、知的、精神の 3 障がいのコーディネーターや生活支援ワーカー、就労支援ワーカー等が相談支援を行います。

○諏訪圏域障がい者総合支援センター（オアシス） TEL 54-7363 FAX54-7723

〒392-0024 諏訪市小和田 19-3(諏訪市総合福祉センター内)

○障がい者就業・生活支援センター（すわーくらいふ） TEL54-7013 FAX52-7585

〒392-0026 諏訪市大手 1 丁目-789-1

#### 2 2. 障害年金

病気やけが等によって一定の障がいがあると認められた方に、障害基礎年金等が支給されます。支給の要件や対象者の年齢等に制限もあります。詳しくは年金事務所または市民生活課にお問い合わせください。

※その他ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

|                                 |
|---------------------------------|
| 岡谷市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉担当         |
| 電 話 0266-23-4811 (内線 1255～1257) |
| F A X 0266-22-8492              |